

**2022年度(令和4年度)**

**活動・業務  
実績報告書**

釧路市教育委員会

学校教育部 教育支援課

釧路市青少年育成センター

# 目 次

I. 青少年育成センターの概要 .....	1
1. 沿革	
2. 活動・業務	
II. 活動・業務の実施状況 .....	4
1. 補導活動 .....	4
(1) 補導活動の実施方法・内容	
(2) 補導等の対象行為と対応の内容	
(3) 補導等の対象行為に関連する法令及び条例等の取扱	
(4) 補導及び注意・指導の状況	
(5) 巡視活動の実施回数と従事者数等	
2. 釧路市ファミリーサポート事業 .....	11
3. 有害環境浄化活動 .....	11
4. こどもの安全確保に向けた取組 .....	12
(1) 不審者情報の提供	
(2) 「こども110番の家」「こども110番の店」	
5. 関係機関・関係団体との連携 .....	15
6. 広報・啓発活動 .....	16
(1) 「育成センターだより」	
(2) 「活動・業務実績 報告書」	
(3) 各事業の利用促進や周知のための広報活動	
(4) 研修会の開催	
釧路市特別補導員会研修会	
釧路市ファミリーサポート会研修会	
【関係資料】	
【資料1】補導に関連する用語の解説 .....	17
【資料2】補導に関連する機関と業務の内容 .....	18

# 活動等の概要

# I. 青少年育成センターの概要

## 1. 沿革

- S34・9 青少年補導に関わる各機関・団体の協議により、釧路市栄町5丁目1番地「栄町児童館」内に民生部所管の「釧路市青少年補導センター」を設置
- S40・5 釧路市特別補導員設置による補導體制の整備
- S41・1 事務室を橋北支所跡に移転
- S42・10 釧路管内1市9町村により「釧路管内広域補導連絡協議会」を設立
- S47・6 事務室を行政観察局庁舎跡（城山町）に移転
- S54・5 非行防止相談電話の設置
- S56・5 事務室を総合福祉センター（旭町）に移転
- S61・4 機構改革に伴い、市長部局から教育委員会へ移管し、名称を「釧路市青少年育成センター」と改称 主任相談員、育成相談員を新設し、各1名配置
- S63・4 育成指導員を2名に増員
- H1・4 育成指導員1名（女子）を増員し、3名体制
- H1・9 釧路市青少年育成センター設立30周年記念式典及び道東地区少年補導研究協議会を開催
- H2・4 主任相談員を育成相談員（2名）に改称し、育成指導員2名（男女各1名）の4名体制
- H2・4 広報誌の名称を「拠点」から「育成センターだより」に改称
- H4・4 事務室を北海道旅客鉄道株式会社（JR）釧路支社4階に移転
- H7・4 事務室を市役所分庁舎太平洋興発ビル8階に移転
- H7・10 道東地区少年補導研究協議会を開催
- H9・5 事務室を市役所分庁舎太平洋興発ビル8階から3階に移転
- H10・4 「釧路市ファミリーサポート」事業の創設、開始
- H10・10 「こども110番の家」の取組を開始
- H13・11 「釧路市ファミリーサポート会」を設立
- H14・4 育成相談員及び育成指導員を育成指導相談員に改称し、5名体制
- H14・5 「補導連絡協議会」を「心の教育推進会議」と改称し、釧路管内高等学校生徒指導連絡協議会、釧路市特別補導員会、釧路市ファミリーサポート会を加えた9団体で構成
- H17・10 釧路管内広域補導連絡協議会を、3市町の合併に伴い1市7町村で構成
- H17・11 平成17年度全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「釧路大会」を開催
- H19・4 組織機構改革に伴い、教育委員会からこども保健部こども未来課へ移管し、事務室を市役所本庁舎5階に移転
- H21・6 「釧路管内広域補導連絡協議会」を解散
- 9 釧路市青少年育成センター設立50周年記念式典並びに記念講演を開催
- H22・4 組織機構改革に伴い、こども保健部こども未来課から教育委員会生涯学習部生涯学習課へ移管し、事務室をフィッシャーマンズワーフ「MOO」4階に移転
- H23・4 組織機構改革に伴い、教育委員会生涯学習部生涯学習課から学校教育部教育支援課へ移管
- H24・4 育成指導相談員を育成支援推進員に改称（5名体制）
- H24・6 「こども110番の店」の取組（ステッカーの貼付）を開始
- H24・8 休日補導の開始（1～2回/月：日曜日のみ）
- H25・11 休日補導を、土曜日も加えて実施（1～2回/月：土曜日又は日曜日）
- H26・4 育成支援推進員を4名体制
- H27・4 不登校ファーストステップ事業への参画
- H28・4 子ども家庭支援センター学習会週2回開始
- H28・11 「こども110番の店」新規登録店舗・事業所の拡大
- H31・4 育成支援推進員が3名体制になる
- R1・8 「こども110番の店」ステッカー（張替用）をAブロック103軒に配布

- R2・5 子ども家庭支援センターの学習指導を5名体制で実施開始
- R2・7 コロナ感染拡大のため、各祭典が全て中止になり、祭典補導も取りやめとなる。
- R2・8 「こども110番の店」ステッカー（張替用）をGブロック106軒に配布
- R3・8 「こども110番の店」ステッカー（張替用）をBブロック91軒に配布
- R4・7 「こども110番の店」ステッカー（張替用）を阿寒地区・音別地区43軒に郵送
- R4・8 「こども110番の店」ステッカー（張替用）をCブロック138軒に配布
- R4・78 コロナ禍で中止されていた祭典が行われ、祭典補導も行った。

## 2 活動・業務

- 青少年の補導及び相談に関すること。
- 青少年関係行政機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。
- 青少年の非行防止に関すること。
- 青少年の教育的な支援に関すること。

「釧路市青少年育成センター規則」第3条

### 【活動・業務の概要】

項目		業務・事業等の内容
街頭補導	通常補導	平日の昼・午後・夜間の時間帯における補導
	特別補導	深夜補導、祭典補導、土・日・祝日における補導など
	※来所指導	街頭補導中、状況に応じ、釧路市青少年育成センター(以下「育成センター」という。)内において指導
釧路市ファミリーサポート事業		非行や不登校など、学校・家庭生活に関して問題や悩みを抱えている子どもとその保護者に対し、※釧路市ファミリーサポーターが関係機関・団体と連携しながら、問題の解決、改善に向け、継続的に支援する事業
有害環境浄化活動		有害な図書類の販売店やビデオレンタル店等の状況調査 深夜の興行場等への立入調査(警察との連携) 携帯電話等販売事業者のフィルタリングの推奨等に関する状況調査
保子に 向けた 安全 確保	不審者情報の提供等	各学校や警察などからの不審者等の情報を、保育園や幼稚園、各学校(小・中・高)ほか、※釧路市特別補導員に対し提供するなど、注意・喚起を実施
	こども110番の家 こども110番の店	子どもたちを不審者などから守るため、市内の全家庭が「こども110番の家」として、安全を確保してもらうことの市民に対する周知、啓発を実施。 子どもたちを不審者などから守るため、市内の店舗・事業所等が「こども110番の店」として、当該ステッカーを貼付の上、安全を確保してもらうことの協力依頼を実施
関係機関・団体等との連携		※釧路市特別補導員会、※釧路市ファミリーサポート会、※釧路市中学校カウンセラー会、※釧路市学校補導協会などの定例的な会議での情報提供、交換 釧路市特別補導員会、釧路市ファミリーサポート会での研修を実施 警察、釧路児童相談所などの関係機関・団体等と連携した活動等を実施 釧路市特別補導員会、釧路市学校補導協会との連携による補導活動
広 報 啓 発	機関誌の発行	「育成センターだより」を毎月発行し、関係機関・団体等へ配布 (毎月の育成センターの業務活動報告、不審者情報等)
	業務活動の報告	「活動・業務 実績報告」を年1回発行し、関係機関・団体等へ配布 (1年間の育成センターの業務活動報告、不審者情報等)

※釧路市ファミリーサポーター：釧路市ファミリーサポート事業(支援活動)を実施する者(教育委員会 委嘱)

※釧路市特別補導員：釧路市教育委員会の委嘱により街頭補導(育成センターと連携によるもの、各地区(中学校区)での独自によるもの)など、青少年の健全育成に関わる活動を行う者

※釧路市特別補導員会：育成センター活動をより充実させるため、釧路市特別補導員によって組織された会

※釧路市ファミリーサポート会：釧路市ファミリーサポート事業をより充実させることなどを目的に、釧路市ファミリーサポーターによって組織された会

※釧路市中学校カウンセラー会：市内及び釧路町の中学校カウンセラーにより、主として生徒指導上の情報交換を目的に組織された会

※釧路市学校補導協会：市内及び釧路町の各小・中・高等学校により、街頭補導の実施や情報交換を目的に組織された会

## Ⅱ. 活動・業務の実施状況

### 1. 補導活動

補導とは、青少年の非行防止や非行の深化を抑止するために、大人が子どもを心配し、大人から関わりを持ち「補い導く」活動である。釧路市青少年育成センター（以下、育成センターという）では、補導の基本的な考えを拠り所とし、大型商業施設内やその周辺の遊技場等、更には各地域の繁華街や公園等で街頭補導を実施し、学校や社会のルール等規範意識の醸成とともに、非行の未然防止に向けた声かけや見守りなどの活動を行っている。

#### (1) 補導活動の実施方法・内容

補導活動にあたっては、児童生徒も含めた青少年の行動を勘察した場所と時間帯を設定し、育成センターの職員の巡視と、釧路市特別補導員会（以下、特別補導員会という）や釧路市学校補導協会（以下、学校補導協会という）等関係機関と連携して行う巡視活動を実施している。

方法・内容 項目		補 導 の 概 要		
		従事機関	補導時間帯	方法・内容
通常 補 導	昼補導	・育成センター	13:30～ 3時間程度 (長期休業期間)	○イモール釧路昭和、イワ釧路店内のゲームコーナー、ボウリング場等、施設周辺のカフェ店、ゲームセンター、公園、港など
	午後補導	・育成センター ・学校補導協会	15:30～ 2時間程度 (月曜～金曜)	①イモール釧路昭和内のゲームコーナー、ボウリング場等、施設周辺のカフェ店、ゲームセンター、公園、港など ②イワ釧路店内のゲームコーナー、フードホール、施設周辺のカフェ店、ゲームセンター、公園など ※①と②をローテーションする ※学校補導協会と合同で巡視する箇所はイモール釧路昭和及びイワ釧路の店内のみ (4月中旬～末まで2週間程度)
	夜間補導	・育成センター ・特別補導員会	18:30～ 1時間程度 (月に3回程度)	①イモール釧路昭和内のゲームコーナー、ボウリング場等、施設周辺のカフェ店など ②イワ釧路店内のゲームコーナー、フードホール、施設周辺のカフェ店、ゲームセンターなど ※①と②をローテーションする
特 別 補 導	深夜補導	・育成センター ・特別補導員会 ・警察 ・総合振興局	22:30～ 2時間程度 (年に2回程度)	深夜の興行場（カフェ店、ゲームセンター等）の立ち入り調査などを実施 ※北海道青少年健全育成条例に基づく
	休日補導	・育成センター ・特別補導員会	11:30～ 13:30～ 1時間程度 (月に1回程度)	土曜日・日曜日・祝日でのイワ釧路店内のゲームコーナーやフードホール等
	祭典補導	・育成センター ・特別補導員会	20:30～ 1時間程度	厳島神社例大祭を初めとする祭典時に、会場や繁華街のカフェ店等を巡視
地 区 補 導	夜間補導	特別補導員会	各地区で定めた時間帯で1時間程度（月2回の実施を原則とする。	平日の各地区公園や学校周辺、遊技施設等 (年末や年度末には重点箇所を設定する) ※12月～3月までの夜間補導は中止
	休日補導			土・日・祝日の各地区公園や学校周辺、遊技施設等 (年末や年度末には重点箇所を設定する)
	祭典補導		祭典時	各地区の祭典やイベント等の会場及び周辺、遊技施設等

(2) 補導等の対象行為と対応の内容

補導等の対象行為と対応については、関係法令や北海道青少年健全育成条例等を踏まえ、釧路市生徒指導研究協議会や学校補導協会との協議に基づいて定められた下記の取扱いにより実施している。

【主な「注意・指導」と「補導」対象内容及び区分】

項 目	補導等の対象行為の内容	区分			対 応 等	
		小学生	中学生	高校生		
1	飲 酒	未成年者(20歳未満)が酒類を飲用、又はその目的で携行	補導	補導	補導	・自身による廃棄 ・保護者への申告指導等
2	喫 煙	未成年者(20歳未満)が喫煙し、又はその目的で煙草を携行	補導	補導	補導	・自身による廃棄 ・保護者への申告指導等
3	薬物乱用	シンナーや大麻、違法ドラッグ等の乱用又はその目的で所持	補導	補導	補導	原則として、警察への通報
4	た かり	正当な理由もなく、金品を要求、借用の申し入れする行為	補導	補導	補導	原則として、警察への通報
5	深夜徘徊	午後10時以降、屋外等を徘徊	補導	補導	補導	保護者、学校への連絡
6	怠 学	正当な理由もなく、学校を遅刻や早退又は休むこと	補導	補導	補導	保護者、学校への連絡
7	家出・外泊	保護者の監督を離れての家出又は無断外泊	補導	補導	補導	保護者への連絡等
8 不健全 娯楽	パチンコ	18歳未満の者が客として店に立ち入る行為	補導	補導	補導	・退去の勧告 ・保護者への申告指導等
	競 馬	未成年者(20歳未満)による勝馬投票券の購入又は譲り受け	補導	補導	補導	・退去の勧告 ・保護者への申告指導等
	映 画 (R指定等)	18歳未満の者が立ち入る行為	補導	補導	補導	・退去の勧告 ・保護者への申告指導等
	カラオケ ボックス	小学生・中学生同士で立ち入る行為	補導	補導	—	高校生は、外出時間内 ※P7参照
9 ゲー ム場 等	ゲーム場	小学生・中学生同士で専門店に立ち入る行為(保護者同伴の場合は対象外)	補導	補導	—	専門店以外の場合は「注意・指導」(保護者同伴の場合は対象外)
	ボウリング	小学生同士で立ち入る行為	注意 指導	—	—	
	映 画	小学生同士で立ち入る行為	注意 指導	—	—	
10	外出時間	帰宅時刻を過ぎてからの外出	注意 指導	注意 指導	注意 指導	
11	魚 釣 り	小学生同士は禁止 中学生は親の許可が必要	注意 指導	注意 指導	—	<禁止区域> 東港区、西港区、防波堤、春採湖、ひょうたん池、各河川の河口付近、係留中の船上など
12	保護者同伴によるパチンコ	高校生以下の者を随伴する行為	注意 指導	注意 指導	—	保護者への指導等
13	危険な行為	社会通念上危険な遊び、自転車の二人乗り・無灯火など	補導	補導	補導	命に関わる危険な行為や自分又は他人の徳性を害する不良行為
14	そ の 他	盛り場への徘徊等の行為 カラオケボックスの不適切な利用	注意 指導	注意 指導	注意 指導	「声かけ」を必要とする行為等



(3) 補導等の対象行為に関連する法令及び条例等の取扱

【補導等の対象行為に関連する法令及び条例等の内容】

項 目	関係法令・条例等の内容
飲 酒	<p>【未成年者飲酒禁止法】            第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス            → 満20歳未満の者の飲酒を禁止する。</p>
喫 煙	<p>【未成年者喫煙禁止法】            第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス            → 満20歳未満の者の喫煙を禁止する。</p>
薬物乱用	<p>○主な関連法令に掲げる内容            【大麻取締法】            第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。            【覚せい剤取締法】            (所持の禁止)            第14条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を所持してはならない。</p>
深夜徘徊	<p>【北海道青少年健全育成条例】            (深夜外出の制限)            第35条 保護者は、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜(午後11時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。)にその監護する青少年を外出させないように努めなければならない。            2 保護者は、前項に規定する理由により深夜にその監護する青少年が外出する場合には、自ら同行し、又は成人に依頼して同行させるようにしなければならない。ただし、必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。            3 何人も正当の理由がなく、深夜において、保護者の依頼を受けず、又はその承認を得ないで青少年をその自宅以外の場所に連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。</p> <p>※(定義)            第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。</p>
パチンコ	<p>【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律】            (禁止行為)            第22条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。            五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること</p> <p>※(用語の意義)            第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。            四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業</p>
競 馬	<p>【競馬法】            (勝馬投票券の購入等の制限)            第28条 未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。</p>
不健全娯楽 映画 (R指定等)	<p>【北海道青少年健全育成条例】            (有害興行の指定及び観覧の禁止等)            第15条 知事は、興行の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、その興行内容の全部又は一部を指定し、興行者に対し、これを青少年に観覧させることを禁止することができる。</p> <p>※(定義)            第14条 この章以下(第5章を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他の興行(これらに類する営業内容のものを含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行を除く。)をいう。</p>

【補導等の対象行為に関連する法令及び条例等の取扱】

項目	関係法令・条例等の内容
不健全娯楽 カラオケボックス	<p>【北海道青少年健全育成条例】            (深夜における興行場等への立入りの禁止)            第37条 興行者及び次に掲げる営業を行う者(以下「興行者等」という。)は、深夜において、当該営業の場所に青少年を立ち入らせてはならない。            (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用の装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業</p> <p>※ 第35条：深夜(午後11時から翌日午前4時までの間をいう。)</p>
ゲーム場等 ゲーム場	<p>【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律】            (禁止行為)            第22条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。            五 18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(第2条第1項第5号の営業に係る営業所にあつては、午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせること。)</p> <p>2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第2条第1項第5号の営業を営む者が午前6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業所を営む風俗営業者が当該時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。その他必要な制限を定めることができる。</p> <p>※(用語の意義)            第2条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。            五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊戯をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)</p> <p>【風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例】            (ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立入りの制限)            第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗業者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし保護者が同伴する16歳未満の者については、この限りではない。</p> <p>○上記により、            ①16歳未満 : 午後6時以降 午後10時まで立入禁止(保護者同伴立入可)            ②16歳～17歳 : 午後10時以降 立入禁止</p>
危険な行為 (自転車の利用)	<p>【自転車安全利用五則】            ① 車道が原則、歩道は例外：道路交通法上、自転車は軽車両            ※ 13歳未満、70歳以上の者は、歩道の通行が可能            ② 車道は左側を通行            ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行            ④ 安全ルールを守る            * 飲酒運転の禁止 * 二人乗りの禁止 * 並進の禁止 * 夜間のライト点灯            * 信号を守る * 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認            ⑤ 子どもはヘルメットを着用：児童・幼児(保護責任者)            ※ 傘差し・携帯電話・イヤホン等の禁止</p> <p>○ 平成27年6月1日から、危険なルール違反をくり返すと自転車運転者講習(3時間)の義務付け            * 対象となる危険な違反行為を反復：3年以内に2回以上            ・信号無視 ・指定場所一時不停止等 ・歩道通行時の通行方法違反 など            * 受講対象者：14歳以上の自転車利用者            * 罰則規定 : 受講しなかった場合に、5万円以下の罰金</p>

(4) 補導及び注意・指導の状況

※( )内の数値：女子の内数 [単位:人]

【令和4年度 実績】		内訳(学職別)			内訳(場所別)								R3 年度 実績	
補導及び注意・指導 対象行為 区分	人 数	小 学 生	中 学 生	高 校 生	ゲ ー ム 専 門 店	カ ラ オ ケ 店	大 型 商 業 施 設	繁 華 街	公 園	路 上 等	河 川 ・ 港	神 社 ・ 寺 等		
補 導 対 象 行 為	飲 酒													
	喫 煙	5		5	1	1	3							
	ゲーム専門店立入 [小・中学生のみでの立入]	3	1	2		3							11 (2)	
	不健全娯楽(カラオケ) [小・中学生のみでの立入]	10 (6)		10 (6)			10 (6)							
	自転車運転ルール [二人乗り・無灯火・並走等]													
	深夜外出 [午後11時以降]													
計	18 (6)	1	10 (6)	5	4	11 (6)	3						11 (2)	
注 意 ・ 指 導 対 象 行 為	ゲームコーナー立入 [小・中学生のみでの立入]	94 (12)	29 (5)	65 (7)			94 (12)						133 (34)	
	外出時間 [帰宅時間以降の外出]													
	魚釣り(禁止区域) [小・中学生のみでの立入]													
	マナー違反													
	その他 [カラオケの不適切利用]	4 (2)			4 (2)		4 (2)							2 (1)
	計	98 (14)	29 (5)	65 (7)	4 (2)		4 (2)	94 (12)						135 (35)
合 計	116 (20)	30 (5)	66 (13)	9 (2)	4	15 (8)	97 (12)						146 (37)	

※ 釧路市学校補導協会の実績分を含む。

【令和4年度 巡視活動について】

令和4年度も青少年の活動実態を踏まえ、時間帯や場所などを考慮しながら巡視活動を実施してきた。令和4年度の補導人数は18人であり、前年よりも7人多くなった。内訳は、ゲーム専門店立入で小学生1人、中学生で2人、カラオケ店の立入で中学生10人、喫煙で高校生4人だった。中学生のゲームコーナー立入や高校生の喫煙など、氷山の一角であると思われる。

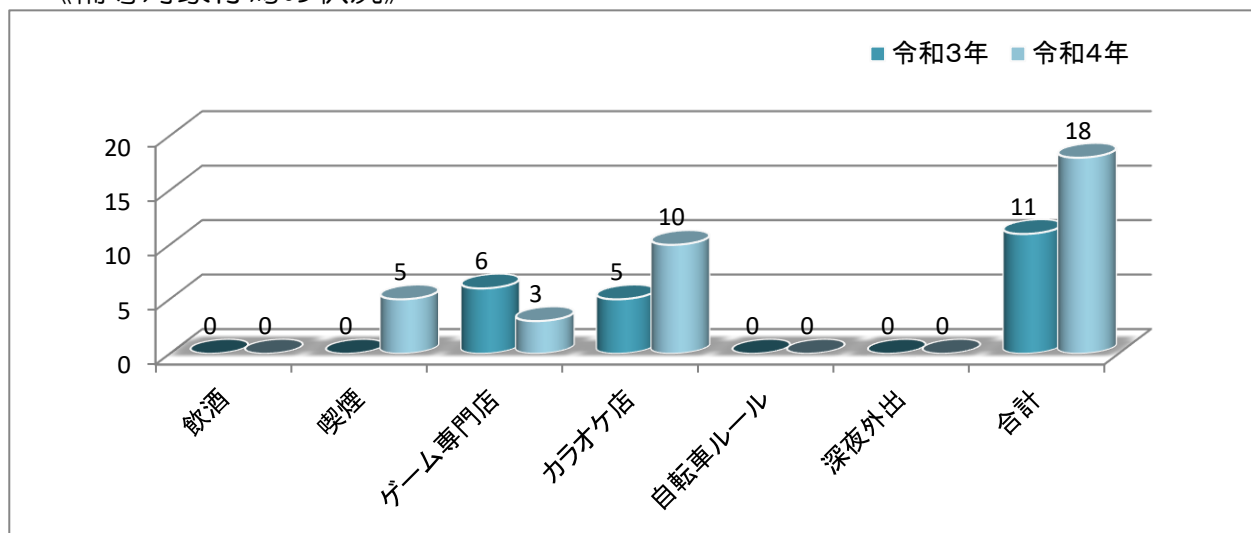
注意・指導の人数は、98人であり、前年度の135人より大きく減少した。今年度も、注意・指導のほとんどが小学生、中学生の大型商業施設のゲームコーナーの立入であり、公教研などの午前授業や長期休業日中に多くなっている。また、卒業式の日には、小学生、中学生が多数、大型商業施設ゲームコーナーで遊戯するなど、卒業後や年度末の生活や決まりについて指導を学校にお願い(リスメールで各学校長に協力依頼)していくことが、今後とも必要と考える。前年度から注意・指導として統計を取るようになったカラオケ店での不適切利用については、2組4人となった。店員の協力をもらいながら対応していくことも肝要。

巡視活動で特に気になるのが、イオン釧路店のD1、D2入り口付近のたばこの吸い殻である。日によっては50本を超える吸い殻に閉口する。高校生だけではなく、大人のマナーの悪さが目立ってきたのではないかと。また、カラオケ店内、店の裏側での喫煙も報告された。法律や健康被害など、学校での指導が必要になってきたと思われる。

今後も釧路市学校補導協会や釧路市生徒指導研究協議会、警察等の関係機関とも連携を破りながら巡視活動に取り組み、子供たちの健全育成や非行の未然防止につなげるように活動して生きた。



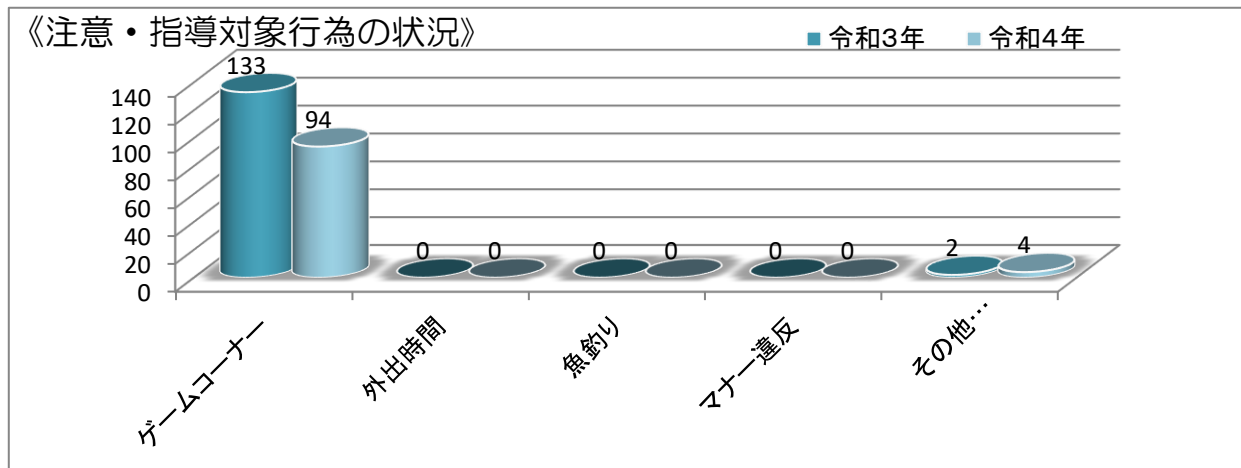
## 《補導対象行為の状況》



○令和4年度の補導総数は、18名で前年より7名の増となっている。特に、中学生によるカラオケ店の立入を認めている店があり、結果的に昨年より増えているのである。今後の協力関係を築いていけるかも大きな課題である。

○喫煙については、補導は5名だったが、イオン釧路店のD1,D2駐輪場付近では、毎回大量の吸い殻が落ちている。もともと、イオン敷地内全面禁煙なのだが。これらの吸い殻がすべて生徒によるものではないと思うが、駐輪場の奥の人目につかない場所にまとまって落ちているなどの状況から、生徒による喫煙も行われているものと考えられる。これ以外にもカラオケ店の周辺でも吸い殻が多数見つかった状況があるので、今後も十分注視していく必要がある。

## 《注意・指導対象行為の状況》



○令和4年度の注意・指導総数は、98名（うち女子14名）で、前年より大幅に減少した。内訳は、大型商業施設内の小中学生同士でのゲームコーナーへの立入が、94名（小学生29名、中学生65名）であった。

ゲームコーナーでのきまりについては、年度初めや長期休業前に各学校に指導徹底を継続して依頼してきた成果であるが、今後も継続して周知していく必要がある。

○今年度は特に、小中の卒業式の日午後、卒業生がゲームコーナーで遊戯している姿が見られた。しかし、卒業式前に各学校長にメールを送り、協力をお願いした結果、昨年よりも大幅に減少した。



(5) 巡視活動の実施回数と従事者数等

[単位:回、人(延べ)]

【通常補導】	実施回数	従事者数	巡視内容・箇所等	従事機関
①昼補導 13:00～3時間程度	14	29	・大型商業施設内及び周辺の遊技施設(長期休業中2～5回/週)	・育成センター
②午後補導 15:30～1時間程度	259	705	同上(2～5回/週)	・育成センター、学校補導協会単独実施分含む
③夜間補導 18:30～1時間程度	28	98	同上(3回/月)	・育成センター、特別補導員会
合計	301	832		

※ ①～③：大型商業施設＝イオン釧路店、イオンモール釧路昭和店  
遊技施設等＝カラオケ店、ゲーム専門店



[単位:回、人(延べ)]

【特別補導】	実施回数	従事者数	巡視内容・箇所等	従事機関
④祭典補導 20:30～1時間程度	3	18	・各種の祭典等イベント会場、繁華街や周辺の遊技施設等	・育成センター、特別補導員会、学校補導協会
⑤深夜補導 22:30～1時間程度	2	7	・深夜の遊技施設等(興行場への立入調査)	・育成センター、特別補導員会、警察
⑥休日(土・日)補導 効果的な時間帯1時間程度	12	45	・休日の大型商業施設や施設内遊技施設(1回/月)	・育成センター、特別補導員会
合計	17	70		

※ ④祭典補導：祭典等イベント＝厳島神社例大祭、くしろ霧フェスティバル、くしろ港まつり～霧フェスのみ2日間  
⑤深夜補導：遊技施設等＝カラオケ店、ゲーム専門店  
⑥休日補導：大型商業施設＝イオン釧路店 時間帯：11:30～13:30～の2パターン

[単位:回、人(延べ)]

【地区補導】	実施回数	従事者数	巡視内容・箇所等	従事機関
⑦夜間補導 各地区での時間帯	87	317	・各地区の公園、街頭、遊技施設等(1回程度/月)	・特別補導員会(各地区)
⑧休日補導 各地区での時間帯	133	486	・同上(1回程度/月)	
⑨祭典、年末、年度末補導 各地区での時間帯			・各地区の祭典、イベント等の会場周辺(年末、年度末を含む)	
合計	220	803	※育成センターの巡視活動計画に基づき、特別補導員による各地区での補導の実施	

※ ⑦冬期間(12月～3月)の地区夜間補導は、平成30年度より安全面を考慮して実施していない。

[単位:回、人(延べ)]

	実施回数	従事者数
総合計	538	1,705

## 2. 釧路市ファミリーサポート事業

釧路市ファミリーサポート事業は、釧路市ファミリーサポーターが、非行や不登校など、学校・家庭生活に関して問題や悩みを抱える子どもとその保護者に対し、問題の解決、改善に向けて関係機関と連携しながら、計画的な支援を行う事業です。

◎ 釧路市ファミリーサポーター（令和4年度の状況）

民生委員児童委員、保護司、家庭生活カウンセラー、町内会役員、特別補導員、小中学校教員OBなど、総数15名



### 令和4年度 支援活動の状況

項目	受理件数		学職別等			家庭状況			経過の状況				
	継続	新規	小	中	高	母子	父子	両親	終了		継続		
									改善あり	改善なし	改善あり	改善なし	
不登校	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
家庭支援	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	2								2		0		

令和4年度は、継続が1件、新規が1件、計2件に対して、2名のファミリーサポーターによって児童生徒と保護者に対する支援を行った。

支援対象のケースは、家庭支援が1件、不登校が1件で、学校とスクールソーシャルワーカー（SSW）や指導主事との連携を図りながら、ファミリーサポーターと保護者を交え、青少年育成センター育成支援推進員が調整役を務め、支援にかかる打合せを行った。

家庭支援の1件は、子どもや母親が、ファミリーサポーターとの交流を通して、他者とのコミュニケーションが少しずつとれるようになり、生活習慣の改善傾向がみられるようになった。

不登校の1件についても、ファミリーサポーターが子育ての相談役として父親との関係を構築しながら子どもの生活リズムの改善を図っている。

次年度も、支援を必要とする児童生徒や保護者に対し、関係機関と連携しながら、問題や悩みの解決、改善に向けて計画的な支援を行っていく。

## 3. 有害環境浄化活動

有害環境への適切な対応として、図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸出等をしないこと、また、興行者、カラオケボックス等の事業者に対して、青少年の深夜（午後11時以降）の立入禁止の徹底を求めることなど、北海道青少年健全育成条例の遵守を徹底するとともに、その状況を確認するため、立ち入り調査を実施した。

[令和4年度実績]

※有害な図書類の販売店やDVDレンタル店等の状況調査 : 116店舗

～有害環境浄化モニター（特別補導員兼務 嘱託職員）等により実施

※携帯電話販売事業者へのフィルタリングの推奨等状況調査 : 14店舗

※深夜の興行場等の立ち入り調査 : 延べ12店舗（2回）

～警察・総合振興局・特別補導員会との連携

#### 4. 子どもの安全確保に向けた取組

##### (1) 不審者情報の提供

【月別不審者等情報受案件数】

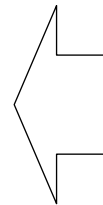
[単位:件]

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R 4	件数	3	5	7	3	1	2	0	3	3	0	0	0	27
R 3	件数	2	4	6	5	1	3	4	0	2	0	0	1	28

【内容別受理状況】

[単位:人] ※()内の数値：女性が被害を受けた内数 [単位:人]

【R 4】	被害にあった人数					合計	【R 3】	被害にあった人数					合計
	小学生	中学生	高校生	社会人等	その他			小学生	中学生	高校生	社会人等	その他	
露出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
痴漢	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
声かけ	11 (8)	2 (0)	3 (3)	0 (0)	16 (11)	20 (14)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	24 (18)			
つきまとい	5 (3)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (5)	6 (4)	1 (1)	5 (0)	0 (0)	12 (5)			
盗撮	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)			
事件	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	8 (2)	0 (0)	1 (0)	9 (2)			
その他	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (3)	18 (7)			
合計	19 (11)	8 (3)	3 (3)	2 (1)	32 (18)	38 (30)	10 (4)	7 (2)	16 (4)	71 (40)			



○今年度の不審者情報の被害件数は27件であり、昨年度と比べ、同程度である。

この内、小学生が15件と最も多く、中学生が6件、高校生が3件、その他が2件であった。

被害者数では、全32人のうち、小学生が19人で、中学生8人、高校生3人、その他（不明を含む）が2人であった。女子生徒が被害を受けたのは、32人中18人で割合は約56%となっており、昨年度の56%と同程度であった。

○不審者が最初にとる行為のほとんどは「声かけ」「つきまとい」であり、本年度もこの2つの被害者が多くなっている。

○今年も車や自転車を使っの事案が多くあり、盗撮や声かけ、つきまといなどの事案が9件発生している。

○不審者の出没に備えて、日頃より家庭・学校・地域で子どもたちに繰り返し注意喚起していくことが大切であり、色々な事例をもとに万が一の時にどう対応するのかを具体的に日頃より教えていくことが大切です。



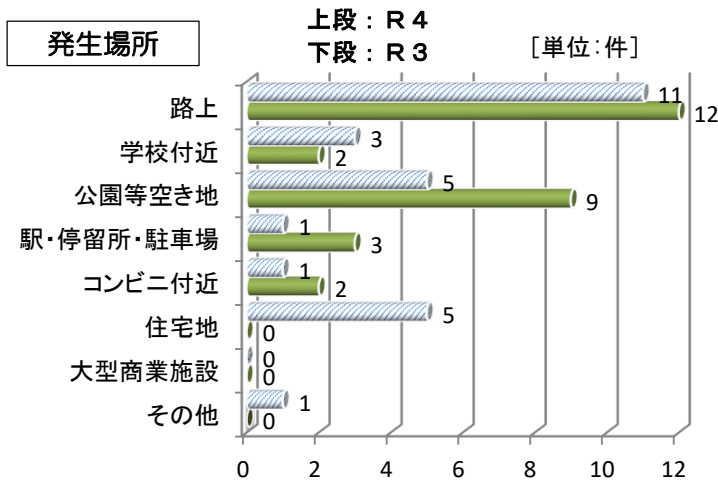
【情報提供機関】

項目	[単位:件]		[単位:件]	
	R4年度		R3年度	
小学校	15	55.6%	16	57.1%
中学校	6	22.2%	3	10.7%
高等学校	3	11.1%	4	14.3%
釧路教育局	0	0.0%	0	0.0%
その他(※)	3	11.1%	5	17.9%
合計	27		28	

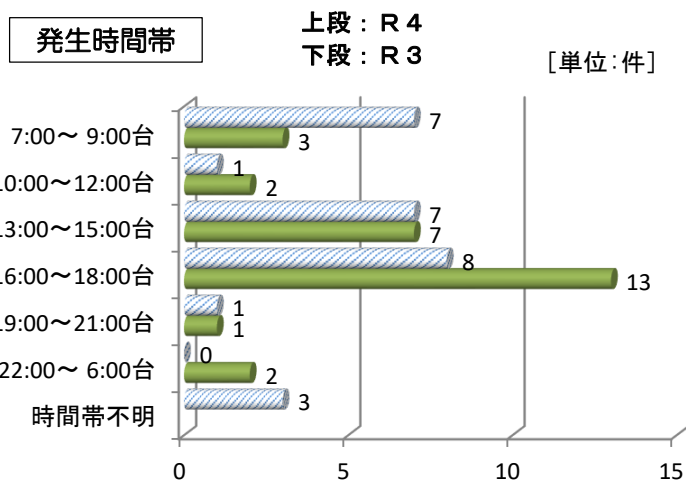


※「その他」の情報提供機関は、釧路警察署、こども園、幼稚園、釧路高専、附属中である。

- 不審者等情報提供機関のほとんどは、関係学校であり、小学校で15件、中学校から6件、高校からは3件であった。育成センターに入った不審者情報27件のうち警察への通報されたものは、22件と85%である。何かあったらすぐに警察へ連絡することを原則として、各学校等からも助言をお願いしたい。
- 不審者等の情報があった場合には、各小中高の学校のほか、各幼稚園、保育園などの関係機関に情報を提供し、注意喚起している。育成センターにおいては、発生場所を巡視したり、特別補導員に対して情報提供を行い、出没地域を巡視活動に加えていただいている。  
また、平成27年度より釧路市のホームページに不審者情報を掲載し広く市民に情報を周知している。



- 昨年同様、発生場所で最も多いのは路上である。住宅街の生活道路、児童生徒の通学路、或いは、たくさんの車が走っている大通りと、多岐にわたっている。路上や公園周辺の事案では、被害者が逃げようとするのをしつこく自宅まで追いかけてくる事案や、住居侵入という事件まで発生していた。



- 発生時間帯は、昨年度と同様13時～15時（小学生の下校時間帯）、16時～18時（中学生、高校生の下校時間帯）が多いが、7時～9時（登校時間）が昨年度の倍以上であった。

登下校や遊びに外出する行く際は、できるだけ複数で行動するよう家庭や地域の大人が注意喚起を促すようにしていきたい。

- 不審者による被害の殆どは突発的で不可避な面がある。しかし、自らの注意と努力（特に、逃げる、大声を出す等自分の身は自分で守る姿勢）、周囲の大人の気配りや目配りによって防ぐことも可能である。

家族の声かけはもちろん、地域の大人が子どもたちを見守り声かけをして安全な地域社会としていきたい。

## (2)「こども110番の家」「こども110番の店」

例年、不審者等の出没が絶えず、各家庭や子どもたちに大きな不安を抱かせている。不審者等による被害から子どもを守るため、市内の全家庭・商店・事業所等に対して、身の危険を感じた時の一時的な避難場所となっていたりするための協力を依頼している。

### <こども110番の家>

子どもが避難してきた場合は、安全に保護した上で、子どもを落ち着かせ、保護者への連絡や警察への通報などをしていただいている。協力の依頼については、市の広報誌「広報くしろ」に掲載するとともに、各学校・各関係団体（連合町内会、商店街振興組合、バス会社等）へ協力していただく内容等を記載したチラシを配布することで行っている。

※年度当初、連合町内会を通じ「こども110番の家」のチラシ約5,200枚を各町内会へ配布している。

## こども110番の家

●子どもたちが、不審者などから逃げるため、助けを求めてきた場合に、全家庭が『こども110番の家』となっていていただき、子どもたちの安全確保をお願いいたします。

○子どもがお家に駆け込んできたら！

①安全に保護してください。  
②すぐに、警察へ110番通報してください。  
③子どもを落ち着かせ、警察官が到着するまで見守るなど、保護してください。

【お問い合わせ先】  
□ 鋼路市錦町2丁目4番地 フィッシャーマンズワフ M004 階  
鋼路市教育委員会 青少年育成センター TEL: 25-3125

【配布用のチラシ（A4版）】

## こども110番の店

こまったときは、  
ここにきてね！

【掲示用ステッカー（葉書大）】

### <こども110番の店>

平成24年度から、主に通学路に面した商店や事業所に対し、ステッカーを掲示した上でこども110番の家と同様の保護を行っていただくよう依頼している。比較的遅い時間帯まで営業しているコンビニやドラッグストアに、子どもが助けを求めに入るケースがあり、成果も上がっている。

令和元年度よりすべての登録された「こども110番の

店」を7ブロックに分け、夏季休業を利用して、ステッカーの更新と合わせて、協力の継続依頼を行った。（今年度は138軒実施）今後とも、引き続き取組の拡大と周知に努めていきたい。

※市内各小学校の新1年生には、入学児童保護者説明会において、「こども110番の店」についての周知、啓発を図っている。

## こども110番の店

怖い、危ないと思ったら、  
近くのお店などへ  
急いで逃げよう！

●コンビニエンスストアや、このステッカーが貼ってあるお店は安心です！

（ハガキサイズ）

鋼路

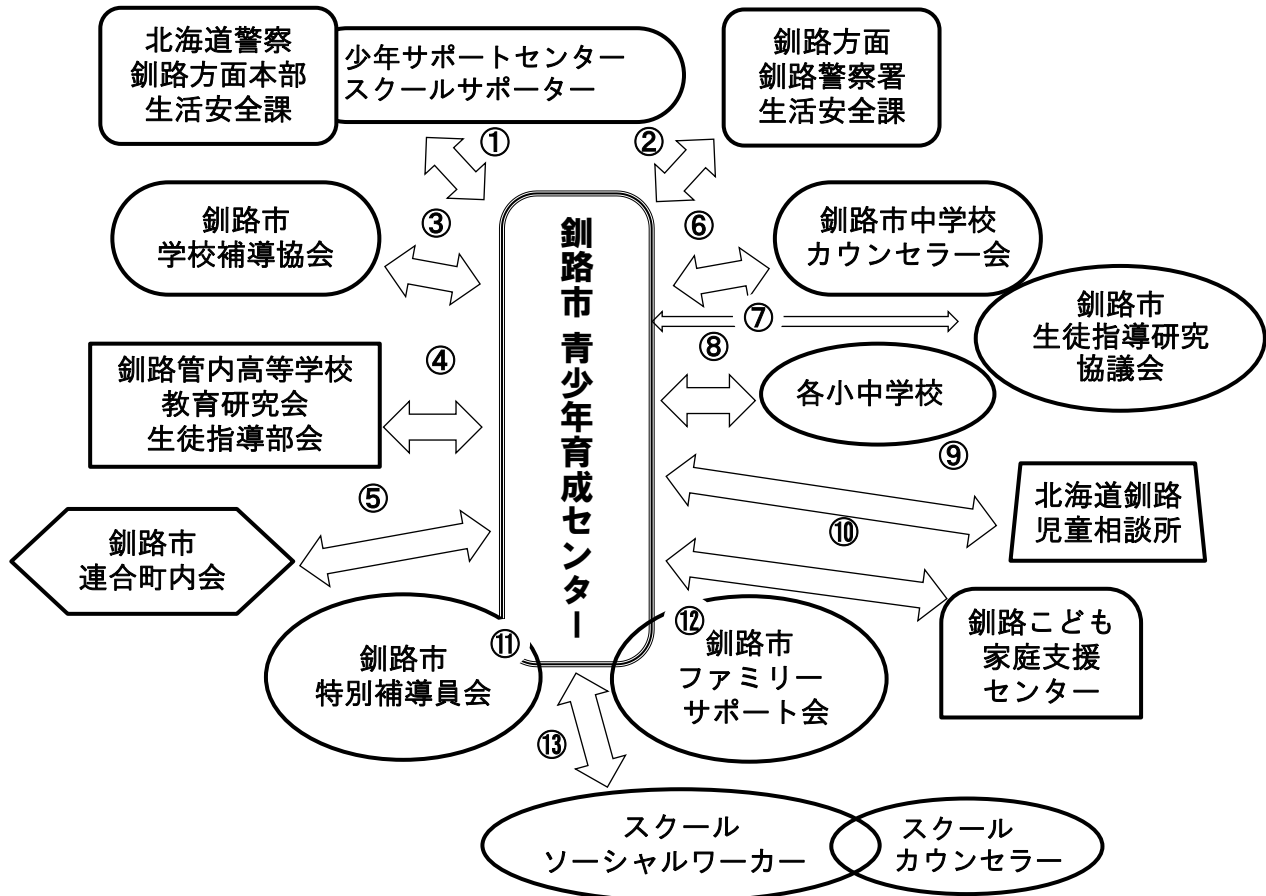
【啓発用チラシ（A4版）】

## 5. 関係機関・団体との連携

青少年育成センターが実施する各種業務を円滑に推進していくため、下記の関係する各機関・団体等との連携を図りながら、青少年の健全育成に向けた活動等を行っている。



### 【青少年育成センターと関係機関・団体等との連携体制】



- ①：育成センターに対する補導活動等に関する指導・助言、深夜補導や興行場への立入調査における連携、状況に応じ少年サポートセンターからの支援、関係情報の共有など
- ②：育成センターに対する補導活動等に関する指導・助言、深夜補導や興行場への立入調査における連携、関係情報の共有
- ③：補導活動に関する連携(巡視活動、学校補導協会定例会議等出席)、関係情報の共有など
- ④：不審者等関係情報の共有(双方の情報提供)など
- ⑤：「こども110番の家」や「こども110番の店」等、連町に対する関係情報の提供など
- ⑥：生徒に関する動向等関係情報の共有(カウンセラー会議出席)など
- ⑦：補導等の対象行為など、ルールの内容や対応等に関する連携など
- ⑧：ファミリーサポート事業に関する連携、不審者等関係情報の共有(双方の情報提供)など
- ⑨：ファミリーサポート事業等子どもたちの対応に関する連携など
- ⑩：ファミリーサポート事業等子どもたちの対応に関する連携など
- ⑪：補導活動に関する連携(巡視活動、育成センターによる定例会議開催)関係情報の共有など
- ⑫：ファミリーサポート事業やファミリーサポート会の運営(研修会等)に関する連携など
- ⑬：ファミリーサポート事業の推進(スクールソーシャルワーカーからのアドバイス等に関する事など)

※上記のほか、①～⑬において関連する業務内容により、密接な連携を図っている。



## 6. 広報・啓発活動

### (1) 「育成センターだより」

青少年の健全育成・非行防止の啓発を目的に、補導活動の状況などを知らせるため毎月発行し、学校、町内会、特別補導員会、行政機関、その他各関係機関等へ配布している。

### (2) 「活動・業務実績報告書」

育成センターにおける一年間の業務の状況などをまとめ、記録に残すとともに、関係機関等へ配布している。

### (3) 各事業の活用促進や周知のための広報活動

非行・不登校など、学校・家庭生活に関して問題や悩みを抱えている子どもとその保護者に対し、問題の解決、改善に向け、継続的な支援を行う「釧路市ファミリーサポート事業」の活用促進のほか、「こども110番の家」及び「こども110番の店」(ステッカー掲示)の推進のため、市の広報誌「広報くしろ」はもとより、ホームページなどを通して広報活動を行っている。

### (4) 研修会の開催

育成センターでは、特別補導員やファミリーサポーターの業務が青少年の健全育成により効果的に働くことを目指し、特別補導員会及びファミリーサポート会と連携しながら、定期的に研修会を開催している。

#### 【ファミリーサポート会第1回研修会】

- \*期 日：令和4年8月31日(水)
- \*場 所：まなぼとと
- \*内 容：「ファミリーサポーター事業への理解を深める」
- ・ファミリーサポート事業実施要項を基にした説明、今年度の活動事例の紹介、2グループに分かれて日頃のお仕事や活動、趣味などの自己紹介、ファミリーサポーターとしての経験や意見交流などを行った。

#### 【ファミリーサポート会第2回研修会】

- \*期 日：令和4年11月29日(火)
- \*場 所：釧路教育研究センター
- \*内 容：「地域における家庭教育支援基盤構築事業」
- ・演題：【地域のつながりの中で子育て】
- 釧路市東部子育て支援拠点センター  
子育て支援室長 岡本 栄子 氏



学年	合計		補導活動												注意指導			その他		
	人数	件数	初犯	再犯	深夜徘徊	夜間徘徊	夜間暴走	夜間遊蕩	夜間無言徘徊	夜間大声徘徊	夜間大声暴走	夜間大声遊蕩	夜間大声無言徘徊	夜間大声無言暴走	夜間大声無言遊蕩	注意指導	注意指導	その他		
小学生	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中学生	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	18	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 補導に関連する用語の解説

項目	内容
□ 少年	<p>○ 少年：20歳未満（少年法第2条第1項）</p> <p>○ 少年：小学校就学の始期～満18歳未満（児童福祉法第4条第1項第3号）</p> <p>※児童：満18歳未満（児童福祉法第4条第1項）          幼児：満1歳～小学校就学の始期末満（児童福祉法第4条第1項第2号）</p> <p>※青少年：18歳未満の者(婚姻により青年に達したとみなされる者を除く)          （北海道青少年健全育成条例第14条第1項第1号）</p>
□ 非行少年 ・犯罪少年 ・触法少年 ・ぐ犯少年	<p>○ 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年（少年法第3条第1項第1号～3号）</p> <p>○ 罪を犯した少年（少年法第3条第1項第1号）</p> <p>○ 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（少年法第3条第1項第2号）</p> <p>○ 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（少年法第3条第1項第3号）</p>
□ 初発型非行	○ 万引き、オートバイ・自転車盗、占有離脱物横領
□ 不良行為少年	○ 非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
□ 刑法犯少年	<p>○ 刑法犯の罪を犯した犯罪少年          ※犯行時及び処理時の年齢がともに、14歳～20歳未満          *刑法犯          →「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る刑法第208条の2及び第211条に規定する罪を除く。)並びに「爆発物等取締罰則」外12の法律等に規定する罪</p>
□ 特別法犯少年	<p>○ 特別法犯の罪を犯した犯罪少年          ※犯行時の年齢が、14歳～20歳未満          *特別法犯          →刑法犯を除く全ての犯罪(道路上の交通事故に係る刑法第208条の2及び第211条に規定する罪、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路関係法令に規定する罪を除く。)、条例に規定する罪を含む。</p>



## 補導に関連する機関と業務の内容

関係機関名等	業務内容等
<p>□児童相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道釧路児童相談所 (北海道釧路総合振興局 保健環境部児童相談室) 釧路市桜ヶ岡1-4-32 TEL:92-3717 FAX:91-2344</li> </ul>	<p>○児童福祉法第12条に基づき、都道府県及び政令指定都市に設置(H18.4より中核市も可能)され、市町村の児童相談業務への援助とともに、児童や家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、社会診断、医学・心理診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・治療・処遇(一時保護等)を行う専門的行政機関</p> <p>※ 児童：満18歳未満の者(児童福祉法第4条第1項)</p> <p>[相談内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養護相談：養育困難、虐待などに関すること</li> <li>保健相談：未熟児、虚弱児、小児喘息などに関すること</li> <li>障がい相談：肢体不自由・視覚障がい・知的障がい・自閉症などに関すること</li> <li>非行相談：&lt;犯行為・触法行為などに関すること</li> <li>育成相談：性格行動・不登校・育児・しつけなどに関すること</li> </ul> <p>[主な援助等の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親委託</li> <li>福祉事務所送致</li> <li>家庭裁判所送致</li> <li>児童福祉施設(児童養護施設、児童自立支援施設等)入所措置 など</li> </ul>
<p>□家庭裁判所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>釧路家庭裁判所 釧路市柏木町4-7 TEL:41-4171</li> </ul>	<p>○裁判所法第31条の3の規定(権限)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*家事事件手続法(H23年法律第52号)で定める家庭に関する事件の審判及び調停</li> <li>*人事訴訟法(H15年法律第109号)で定める人事訴訟法の第一審の裁判</li> <li>*少年法(S23年法律第168号)で定める少年の保護事件の審判 などの事件を取扱うもの。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[審判に付すべき少年](少年法第3条) ※少年：20歳未満(少年法第2条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>罪を犯した少年</li> <li>14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)</li> <li>保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯して、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(&lt;犯少年)</li> </ul> <p>[観護の措置](少年法第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*審判を行うため必要があるときは、</li> <li>家庭裁判所調査官の観護に付すること</li> <li>少年鑑別所に送致すること</li> </ul> <p>[保護処分決定](少年法第24条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*審判を開始した事件について、</li> <li>保護観察所の保護観察に付すること</li> <li>児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること</li> <li>少年院に送致すること(※14歳未満の少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、当該の保護処分をすることが可能)</li> </ul>
<p>□児童自立支援施設</p>	<p>○児童福祉法第44条に規定する「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p> <p>[北海道内の施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道立向陽学院 女子のみ(北広島市)</li> <li>北海道立大沼学園 男子のみ(亀田郡七飯町)</li> <li>社会福祉法人 北海道家庭学校 男子のみ(紋別郡遠軽町)</li> </ul>

## 補導に関連する機関と業務の内容

関係機関名等	業務内容等
<p>□児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路まりも学園 ～社会福祉法人 釧路まりも学園 釧路市白樺台2-2-9 TEL:91-3120 FAX:91-3115</li> </ul>	<p>○児童福祉法第41条に規定する「保護者のない児童(※乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。) 「虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」を入所させて、又これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設</p> <p>※ 乳児：満1歳未満の者(児童福祉法第4条第1項第1号)</p>
<p>□保護観察所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路保護観察所 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階 TEL:23-3200 FAX:32-0986</li> </ul>	<p>○法務省設置法第15条に基づき設置され、同法第24条の規定する更生保護法第29条及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条の規定により、</p> <p>(1)保護観察 *保護観察対象者の改善更生を図ることを目的に、指導監督及び補導援護を行うことにより実施(更生保護法第49条第1項第1号) [保護観察対象者](更生保護法第48条第1項第1号～4号：下記①～④)</p> <p>①保護観察処分少年 (家庭裁判所で保護観察に付された少年) ②少年院仮退院者 (少年院から仮退院を許された少年) ③仮釈放者 (刑事施設から仮釈放を許された者) ④保護観察付執行猶予者 (裁判所で刑の執行が猶予され保護観察に付された者) ⑤婦人補導院退院者 (婦人補導院から仮退院を許された者) ※売春防止法第26条第1項(⑤)</p> <p>(2)生活環境の調整 *刑事施設や少年院等の矯正施設等に収容されている者の保釈後の住居・就業先等の帰住環境調査とともに、改善更生と社会復帰に関する生活環境の調整</p> <p>(3)更生緊急保護 (4)恩赦の上申 (5)犯罪予防活動 *犯罪・非行の予防のため、国民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動の実施～法務省主唱の“社会を明るくする運動”の実施等</p> <p>(6)医療観察制度</p> <p>これらの事務を行っている。</p>
<p>□少年鑑別所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釧路少年鑑別支所 釧路市弥生1-5-22 TEL:41-5808</li> </ul>	<p>○法務省設置法第8条に基づき設置され、少年鑑別所法(平成26年6月11日法律第59号)により、次に掲げる事務を行う施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭裁判所の求めに応じて、鑑別対象者の鑑別を行うこと。</li> <li>2. 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者その他法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと。</li> <li>3. この法律の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと。</li> </ol>



## 補導に関連する機関と業務の内容

関係機関名等	業務内容等
<p>□少年院</p>	<p>○法務省設置法第8条に基づき設置され、同法第10条第1項及び少年院法第1条の規定により、</p> <p>(1) 家庭裁判所から保護処分として送致された者</p> <p>(2) 少年法第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでの間、少年院において刑の執行をすることができる。 →「少年院収容受刑者」</p> <p>これら((1)、(2))の者を収容し、矯正教育を受ける施設</p> <p>[少年院の種類] (少年院法第2条第1項～6項)</p> <p>* 初等少年院 ⇒心身に著しい故障のない、概ね12歳～16歳未満の者</p> <p>* 中等少年院 ⇒心身に著しい故障のない、概ね16歳～20歳未満の者</p> <p>* 特別少年院 ⇒心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、概ね16歳～23歳未満の者 ※16歳未満の者であっても、少年院収容受刑者については、収容が可能</p> <p>* 医療少年院(全国に4か所) ⇒心身に著しい故障のある、概ね12歳～26歳未満の者</p> <p>[北海道内の施設] (国立：少年院法第3条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海少年院 (千歳市)</li> <li>・ 紫明女子学院 (千歳市)</li> <li>・ 月形学園 (樺戸郡月形町)</li> <li>・ 帯広少年院 (帯広市)</li> </ul>





2022年度（令和4年度）  
釧路市青少年育成センター  
活動・実績 報告書

発行 釧路市教育委員会  
学校教育部教育支援課  
釧路市青少年育成センター

〒 085-0016  
北海道釧路市錦町2丁目4番地  
TEL (0154) 25-3125  
FAX (0154) 25-5999